

Title	徳富蘇峰と平民主義
Author(s)	和田, 守
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.49, 2011.1 : 67-96
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2955
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

徳富蘇峰と平民主義

和田 守

はじめに

蘇峰徳富猪一郎（一八六三—一九五七、文久三—昭和三二）は近代日本を代表するジャーナリストである。すなわち、肥後熊本の水俣地方で代々惣庄屋兼代官をつとめた豪農一族出身の蘇峰は、熊本洋学校・同志社英学校に学んだ後、帰郷して自由民権運動に参加するとともに大江義塾を開設して講学に従事するかたわら著述した『第十九世紀日本之青年及其教育』（一八八五年）と『将来之日本』（一八八六年）によって文名一躍あがり東京に進出、八七（明治二〇）年に民友社を設立して雑誌『国民之友』を創刊し、九〇年には『国民新聞』を発刊して中央論壇で確固たる地歩を築いた。以後、一九二九（昭和四）年経営不振に陥った国民新聞社から身を引くまでの四十二年間、さらに『大阪毎日新聞』『東京日日新聞』（一九四三年に合併して『毎日新聞』）の社賓に迎えられてから四五年度の敗戦にともない辞職するまでの十六年間、都合六十年にわたってオピニオン・リーダーとして大きな影響力を発揮した。修学時代を含めて近代日本の歴史的展開と行をともしたジャーナリストだったのである。

その徳富蘇峰の言論活動は自由主義・民主主義・平和主義を基調とする平民主義の提唱者として始まったが、日清

戦争を前後して国権主義・帝国主義へと転じている。この思想転回について蘇峰自身が『大正の青年と帝国の前途』（一九一六年）で語るところによれば、「個人的平民主義より国家的平民主義となり、自由平和の理想家より力の福音の信者となり、遂ひに帝国主義者として東洋自治論の唱導者となり」と説明されている。^①

「個人的平民主義」から「国家的平民主義」への転回、それは自由主義から権力主義、平和主義から帝国主義への変容であつたが、この転回の様相は近代日本における国家と個人、権力と自由、戦争と平和をめぐる問題や欧米諸列強とアジア諸民族の関係などを検討するうえで格好の事例を提供してくれるものと思われる。

そこで、本稿では平民主義の歴史的形成・展開を跡づけながらこれらの諸問題の構造連関について言及してみたい。

第一章 個人的平民主義

第一節 平民主義の基本的骨格

平民主義を提唱した徳富蘇峰が描く国民国家像の基本的骨格は一八九六（明治一九）年出版の『将来之日本』において提示されている。すなわちその主旨は、国家の存立発展の手段には「武備機関」と「生産機関」との二つがあり、そのどちらを選択するかによつて国家や社会全体の性格が規定される。武備主義による国家では一部特権階級が社会の富と権力を専有する不平等な「貴族社会」を形づくり、国際社会は戦争と侵略が絶え間なく生起する「腕力世界」となる。これに対して生産主義にもとづく国家では富と権力は多数人民に分配され、自由で平等な「平民社会」が構成される。国際社会でも戦争と侵略にかわつて正義と道理の支配による「平和世界」が現出する。そして、一九世紀の世界は

確實に「富能く兵を支配するの世界」⁽²⁾に向かつており、「經濟世界」における生産力と富の發達は貴族的・腕力的世界から平民的・平和的世界への進歩を不動なものにしている、と。

蘇峰はこう規定したのであるが、要は武備主義＝権力主義から「生活社会」「經濟世界」の解放であり、不当な国家的干渉の排除であつた。生産人民の手による自由で平等な社会形成をもつて「政治世界」を基礎づけようとしたのである、市民的秩序原理にもとづく国民国家構想であつた。したがつて、このような国民国家像が政治支配体制の確立を優先し中央集権的な近代化を推進した政府の国家主義に対する批判を意味していたことはいうまでもない。と同時にそれは日常社会生活上の利益や要求を軽視しがちであつた民権論者の政権偏重の国権主義的傾向に反省を促すものでもあつた。蘇峰は上（政権）に注がれていた民権論者の視線を下（生活）にも向けるように求めたのである。そしてこのことは、対外的進出への渴望を国内改革の情熱へと引き戻すよう求めるものでもあつた。平民主義を提唱した蘇峰が政府のみならず民党のなかにもまとわりついていた武断的国権拡張論を痛烈に批判して平和主義を唱え、軍備増強に一貫して反対し民力休養・政費節減を主張したことは特筆に値しよう。

第二節 思想形成過程の特色

では、このような国民国家像の基礎となつた市民的秩序原理を蘇峰はどのように体得したのか。その思想形成過程の特色を抽出すると、第一に幕末の開明的思想家横井小楠の公論主義と富国安民論の継承をあげることができる。父一敬および一族の矢嶋直方・竹崎律次郎は起業精神豊かな豪農で横井実学の信奉者であつた。西洋農業技術の導入や商品作物の栽培、製茶・養蚕製糸業の経営など農事改良と近代産業の開発に尽力するとともに明治初年の熊本県政で活躍している。横井実学党豪農グループの指導者として「肥後の御一新」に参画、藩領主支配体制打破と村役人公選、雑租免

除、熊本洋学校設立などの改革をリードし、中央政府から派遣された安岡権令によって県政中枢から追放された後の公選県民会設立・地租軽減運動の展開などであるが、その理論的支柱となった横井実学の公論主義は、一方では中間政治勢力を排除し政治権力の上への、そして中央への集中をはかる原理として援用されたが、他方では政権の底辺への拡大を志向し人民の政治参加を求める理論としても発展させられた。また富国安民論は政治の目的として国力の強化をはかり対外的独立を達成するとともに人民の利益と幸福の増進を積極的に主張するものであった。明治初年に横井実学党が推進したのは主に権力の底辺への拡大と安民の側面であり、それは自由民権運動へと接続することになるのである。

蘇峰は幼少期、父一敬はじめ横井実学党の政治・経済・教育の各分野における活躍を目のあたり見ながら成長した。このことは豪農出身でありながら幼少期から政治への強い関心を抱く背景となっており、西洋近代思想を受容する際の素地となっている。すなわち、「政治」とならんで「生活」と「経済」、つまり民衆の日常生活、なかならず生産活動に着目し、その自立的発達の重要性を認識するとともに生産人民の政治的進出に期待する背景となっているのである。

第二に、キリスト教信仰と啓蒙思想の受容である。それは儒教道徳の世界からの脱却、近代的市民倫理の覚醒へと導き、国家富強の基礎として人民の知徳の発達を重視する文明精神を体得させることになった。すなわち蘇峰は一八七五年、アメリカ人ジェーンズを招いて西洋学問を教授させ有為なる政治家・官吏の養成を目的とした熊本洋学校に入学しているが、人民の知徳の発達こそが国家富強の基礎前提であり、したがって政治家・官吏への立身出世より民間にあって人民の啓蒙教育に従事することのほうが重要であるとのジェーンズの教えは、生徒たちに新鮮な愛国心を喚起した。かれらにとって新しい世界の発見であった。そこで三十五名の生徒は「敬神愛国」の至情とキリスト教宣布による人民の啓蒙に一身を捧げる決意を表明すべく八六年一月に花岡山の盟約をかわしたが、この盟約の最年少者であった蘇峰も「奉教趣意書」に署名している。開明的立場をとりながらも依然として儒教倫理を護持していた横井実学党の世界から

の脱却であった。あわせて文明の本質を人民の精神的自立と進歩に求め、「一身独立して一国独立す」と説いた福沢諭吉はじめ明治初年の啓蒙思想を受容していったのである。

熊本洋学校は間もなく閉鎖され熊本バンドを結成した生徒の多くとともに蘇峰は京都の同志社英学校に転学し、八年五月に退学するまでの三年半、敬虔なる信仰生活を送り、新島襄、デービス、ラーネッドらから近代市民倫理、経済学、政治学など西洋学問の教えを受けているが、在学中に新聞記者への立志を固めている。朝夕捧げた神への祈りでもあった。「天下を憂へ与論を導く之人物となり、身体文章も之に適する様になし給へ」と。政治への関心は、人民の啓蒙教育の重要性を認識することをおして言論活動による世論形成への立志へと展開していったのである。

そして第三に、自由民権運動への参加と大江義塾での講学である。すなわち一八八〇年五月、クラス合併問題で先輩グループと対立し卒業を目前にひかえながらも同志社英学校を退学した蘇峰は、新聞記者への道を求めて上京したが願望果たせず同年末捲土重来を期して帰郷し自由民権運動に参加している。漸進的な国会開設論を唱えた実学党を忌避し、天賦人權・人民主権論を信条として国会の早期開設を主張するとともに自主憲法草案の作成に取り組んでいた自由党系の相愛社に加盟して県下各地への遊説、機関紙『東肥新報』と啓蒙雑誌『開化の手引き』の編集などに活躍しているのである。そのなかで、民権論の主張は確固たるものであった。たとえば、一八八一年七月五日の『東肥新報』に発表した「正統論」で、「今夫れ国とは一部落の人間が集合して政府を立たるものにして此の政府なるものは乃ち一国民の為に一国民が各自其の責任を負担して設けたるものなれば、一国民の協議にて政体を定め又常に施政の方向を定めざる可ならず。之れを名けて正統政府と云ふ」と主張している。政治権力の成立は人民の意志にあり、その目的は国民利福の保護増進にある。したがって「政体」や「施政の方向」は「人民の協議」によって決定されるべきである。蘇峰はこの原則を近代国家に共通した普遍的な「政理」であると主張し、政府に対して人民の政治的自由と権理の尊重および国会の開設、立憲政体の樹立を要求したのである。しかも、この主張は政府の安定強化というナショナルな

要請を満たすものであった。「人民は基礎の如く政府は家屋の如し。既に家屋なり。然らば如何なる家屋にても基礎を毀ちて建立し得可きものはあらず」と説明しているが、「基礎」の強化とは「政権をして人民に割与することである。人民の政治的主体性を認めない藩閥政府の「有司専制」は「基礎」の強化をないがしろにした「家屋」の建設にほかならない。つまり政治権力の安定性の見地からすると、それは権力の存立基礎の拡大を欠落させた権力の集中にすぎない。蘇峰は政府が「空中楼阁」となることを恐れ、藩閥政府の集権主義を批判したのである。

この主張は民権論を基礎にした国権論との調和であり、下からのナショナリズムといえる。しかし、それでは「西力東漸」という厳しい国際環境を蘇峰はどのように認識し、その現実の姿にどのように対処しようとしたのか。このことは民権論者蘇峰にとって切実な問題で、帰郷後自由民権運動に参加した当初においても「外国対体論」「外交術」「外交の徳誼」「民権論者諸君に告ぐ」を草している。これらの草稿によれば、人民と同様、本来諸国家も「同権同等」にして「高下貴賤の別」はないにもかかわらず、現実には強国と弱国との区別が生じ国際社会は「腕力世界なり詐偽世界なり」との様相を呈している。幕末における欧米文明諸国の開国要求と条約締結も軍事力を後楯とした「不道利不尤の要求」であり「不正不利の条約」の強要であった。⁽⁶⁾ 欧米諸列強は「天理を仮面」とする「虎狼」であるとさえ断言している。⁽⁷⁾ 弱肉強食の論理が貫徹する冷厳なる力の世界であると直載に語られ、しからばこの現実はどう対処するのかという「外国対体論」が喫緊の課題であるとして取り上げているのである。蘇峰の立脚点はあくまで「徳義を以て外交の標準として条理を以て交際の主義」とすること⁽⁸⁾、このことによつて「外は天理を以て渠輩の利己主義を破り、内は実力を培養して以て天理を護」るよう求めた。⁽⁹⁾ 「外交の徳誼」と実力培養論の調和であった。そして、このような立場は西欧諸列強との関係においてだけでなく東アジアの隣邦との関係においても堅持されていた。周知のごとく、壬午事変（一八八二年）と甲申事変（一八八四年）によつて朝鮮・清国との緊張が高まるや民権陣営にも武断的国権拡張論が急速に台頭するが、そのなかでも「平和をもつて上策と信候」と、「果敢決行主義」を糾弾しているのである。その論拠

は、たとえ大勝利を得てもそれは武断主義の勝利であつて「自由改進黨の運動は中絶」される。軍事的勝利は却つて「我人民の腹中に刺む刀劍」の強化となる。人民の軍事費が増加し民生を圧迫する。「一國人民自主にして教育盛に商売繁盛」する姿を文明發達の状とみなすかぎり清國に勝利したとて西洋文明國の仲間入りした事にはならぬ、という四点であつた。⁽¹⁰⁾

このように民権論の立場は一貫していたが外國對體論を承けた「民権論者に告ぐ」なる草稿で「人文の自由」を強調していることに注目する必要がある。「若し政府の國會を開設し人民が政談に熱中するの時に際せば國家は泰山の安にありとせんか、人民は自由を全し幸福を進歩したりとせんか、吾輩之れを古今の史乘に徴するに決して其の然らざるを知矣。蓋し人民にして人文の自由を伸張せざれば、縦令參政權を保有し國事に参与するも、政談の熱心は熱血と變じ國會は一つの修羅場たるに過ぎざる可し」と述べ、「政治の自由」とならぶ「人文の自由」の重要性を指摘しているのである。それこそ「政府の責任」というより「人民の責任」であり、「政府の職任」ではなく「諸君の公任」であつた。具体的には「殖産興業なり貿易通商なり教育なり枚挙に遑あらず」としているが、⁽¹¹⁾要は政府や官吏に依存せず人民と民間有志による社会的活動の領域の拡大と自立的發展の重要性であつた。こうした國家の社会的基盤の強化、それこそが外國對體の前提でもあつたのである。蘇峰自身にとつては大江義塾の經營であつた。政治的实践への激しい情熱をいつたん日常生活の場に還流させ、そこから政治の世界へ上昇させるという地に足を下した行動様式でもあつた。一八八二年三月から八六年九月までの四年半にわたつて営まれた大江義塾は西洋自由主義にもとづき自主独立にして愛國心豊かな青年の育成を教育方針とした民権私塾であつたが、あわせて社会生活ないし活動の場における自由の確立に向けての實踐でもあつた。蘇峰は「其制度や境遇や純乎たる自由にして生徒の自治に任せ、自から一校舎に一個の民主國を造る」⁽¹²⁾ことを義塾運営の主眼に据えたのである。

このように蘇峰は地方の一活動家にすぎなかつたといえ民権運動の全國的高揚の一端を担つていたが、一身一家を

なげうって国事に奔走するというタイプのいわゆる民権壯士とは生活・行動様式を異にし、大江義塾の経営に尽力しながら西洋自由主義の習得をおして平民主義を形成していったのである。

第三節 文明論の展開

新聞記者として世に出る夢を果たせず一八八〇年末に帰郷した後の本格的な思想形成期の勉学で蘇峰が強い関心を向けたのは、帰郷三ヵ月後の八一（明治一四）年二月九日付で誌した「学問之目的」にあるように「史学」と「経済学」の学習であった。⁽¹³⁾ そのうち「史学」とは文明史のことで、欧米先進国の開化史の学習をおして日本近代化の指針を得ようとしたのであるが、その文明史の学習は資本主義経済の発達史や民主的な政治・社会制度の形成史の習得に限定されたものではなかった。むしろ物質的・制度的進歩そのものよりはその背後に存在する人間知徳の発達史に関心が向けられていた。すなわち「学問之目的」を記した二ヵ月後の四月六日と八日付で「学者之職分を論ず」ならびに「天下の乱何れの日に止まん」と題する手記をしたためており、前者で「文明とは知徳運動が現景にして乃ち人間世界進歩の有様なり」と記している。⁽¹⁴⁾ 蘇峰は「人間世界進歩の有様」を物質的・制度的進歩そのものと見なすよりは、その背景にある精神的・道徳的進歩をおして探求しようとしたのである。したがってこのような観点からは、人類が各人の利益と幸福を維持発展させるためにはいかなる社会秩序を形成したら良いのか、その社会秩序のあり方が問題となる。蘇峰にとって文明史学習の問題関心はこの点に向けられ、その探求は国内社会と国際社会の双方において一貫した問題として取り扱われることになった。「天下の乱何れの日に止まん」はこのような問題関心のもとで文明社会における国際秩序のあり方、つまり「文明の理」を考察しようとした論稿であり、それは「利益、交際の二者」によつて構成されていると指摘している。まず国家的利益が激突する国際社会の現実を直視し、そのうえで国家間の対立を武力行使によつて解

決するのではなく、相互の主権を尊重しつつ利害の対立を調整する「道理上の談判」によつて「各国交際親密」にすること、それこそが「文明の理」であるとしたのである。

ところで、蘇峰は国家的利益について「名譽心變じて利己主義に變じたること」⁽¹⁵⁾を重視している。すなわち、一方で「華夷内外」といったような伝統的な規範主義的國際社会觀を否定するとともに、他方、先験的規範から解放された国家的利益の内容から見れば君主ならびに少数者の個人的・特権的利益から全国的利益への転換を意味していたのである。前述の「正統論」において専制国と近代国家を対比した内容からして容易に想像がつく。とすれば、国家的利益の問題は国家を構成する国民個々人の「利益」のレベルに引き下して考察されねばならないであろう。そして文明社会の秩序のあり方もまた個々人の利益追求行為を前提にしたうえで問題とされざるを得ない。ここに「経済学」への強い関心が生まれている。そしてコブデン、ブライトランマンチェスター学派の自由主義経済学の吸収は蘇峰の市民的社會秩序觀の形成に決定的な影響を与えたのである。その成果は一八八三年、遅くも八四年までには執筆されたと推定できる。「自由貿易及基督教」なる論稿においてはじめて展開されているのである。⁽¹⁶⁾この論稿で蘇峰が問題としているのは「人類の結合」形態、つまり社會秩序のあり方である。この意味で自由主義経済学の吸収は、たんに自由貿易政策か保護貿易政策かという經濟政策上の観点からではなく、自由主義経済学の背後にある社會理論の摂取として行われているのである。すなわち蘇峰は、「經濟の世界」における「自愛主義」に着目して、その利益追求行為は自由競争のもとで自己利益の調和・共存を可能にすると受け止めている。「自愛」は「他愛」につながる。つまり個々人およびそれらによつて構成される国民国家の利己主義は、自由放任・自由貿易主義を採用することによつて社會的公益ならびに國際平和の実現を可能にすると期待したのであり、このような自己利益の対立を調和に導く結合原理を「随意の結合」と呼び、「強迫の結合」と區別した。そして、それは武力行使や権力的干渉を排除した自由平等な經濟活動のなかで維持されるもので、侵略的・専制的秩序にかわる市民的・平和的な秩序原理だったのである。

とすれば、次に問題になるのは「経済世界」と「政治世界」の関係、つまり社会と国家の関係をどのように構成するのかということである。そこには権力関係の問題が生じてくる。そこで蘇峰は、「経済世界」の「随意の結合」原理をモデルとして市民的社会像を描くとともに市民的社会を基礎とした国民国家像を構築するためにスペンサー社会学を導入した。スペンサーの『社会学原理』に触発され、軍事型社会と産業型社会という社会類型を援用したのであり、その成果こそが『将来之日本』の著述だったのである。

第四節 平民主義の特色と意義

蘇峰の平民主義はこのように形成されたのであるが、それでは文明社会の自由・平等・平和的な社会構成を提示した平民主義は国家や政治のあり方に関してどのような点で新しい問題提起を行ったのであろうか。それは第一に、権力構成における平等主義を主張した点にあった。この主張は君主あるいは特権階級が専有していた政治権力を人民に分与すること、具体的には人民の参政権の承認、選挙権拡大の要求であり、この点では藩閥政府の有司専制を糾弾して人民の政治参加と国会開設を要求した民権論者の主張と同様であったが、その人民の政治的自由と権利の歴史的・階級的性格を明示したところに平民主義の特色と意義があった。すなわち、人民主権の原理は封建的特権階級に対する新興市民階級の政治的要求から生まれたものである。蘇峰が立論した生産階級たる平民の「政治世界」への進出である。そしてこの点こそ政治的自由と権利の国民的性格を規定する問題であり、政治的権力の貴族的構成に対する批判であると同時に、民権論者の政治的主張と行動にまわりついていた士族性の克服をも強調することになったのである。

当時、現実的政治勢力として蘇峰が期待したのは「田舎紳士」、地方名望家たる豪農層であった。それは前述したように蘇峰の生い立ちにも関係するが、「隠密なる政治上の変遷」と題する論説によると、まず何よりかれらは生産活動

に従事する人民であり、「農夫の魁たる資格を拡げて製造貿易の資格に進み」つつある「経営起業の民」として在村の非特惠的資本を形成し、「生産世界をして政治世界の外に独立せしむる」ことを求めていた。そしてこのような経済的自立性に加えて、歴史的に見てもかれらは「土族と工商の中間に其位置を占め」てきた「中等民族」であり、「泰西流儀の高等なる普通教育」への関心も強く「独立自治の平民」としての資質も備え「其勢力を愈よ政治上に發揮」しようとしている点に期待をかけたのである。いまだ寄生地主化せず産業開発と発展につとめ地方政界のリーダーであった豪農層の国政進出への期待であったが、もとより地方の豪農層に限られたことではなく、権力癒着的あるいは投機的な「虚業家」を排し、「実業家」はじめ経済世界における自立的主人公たる生産人民の政治的進出への展望でもあった。⁽¹⁷⁾

第二に、政治上の平民主義とは国家や政治の目的を人民の日常生活上の利益と幸福の保護増進におくということを意味していた。平民的国家とは人民の「実利実益」を目的とした国家のことであり、人民の「利益願欲」に適っているか否かが国家や政治の平民的性格の判断基準であった。蘇峰が『将来之日本』で、民権論者にも見られた武断的国権拡張論を痛烈に批判したのもこの観点からであった。「それ如何に国権を拡張し外国を侵略したりとて、一己人民の権利をば蹂躪し去らば国家の目的焉に在る」と、「人民の利害休戚を兎戯の如く見な」した国権拡張論の高唱を論難したのである。⁽¹⁸⁾そして、民権運動の再興を期した三大事件建白運動に対して必ずしも好意的ではなかったのも、そこに人民にとつて「直接の利害」たる「一身の利害」を軽視して「間接の利害」たる「一国の利害」を重視する国権主義的傾向を看取していたからであった。⁽¹⁹⁾人民にとつて間接の利害たる国家的利害は、直接の利害たる一身の利害を基礎にして判断されるべきである。そうしてこそはじめて国家は独り歩きすることなく、その目的が不断に問われ続けることになる。蘇峰はこう立論したのである。したがって権利観念においても「一身の利害」、つまり生活上・経済上の利益に結びついた私的・市民的性格が重視され、公共的・国家的利害関心をもとに構成されるような民権論者の政権偏重的傾向には批判的で、政治家のあり方についても「他人の為に代言する」というより「人民と共に働く」ことを旨とする「兼業の

政治家」の出現を求めた⁽²⁰⁾。政治家の民衆的性格、政党の社会的基盤拡大の問題であり、この点こそが立憲政治確立の基本であると主張したのであった。

第二章 帝国主義への変容

第一節 大日本膨脹論の提唱

平民政家像を提示し立憲政治の成長発展に強い期待を寄せていた蘇峰にとつて、国会開設は重要な画期であった。国会開設を迎えた一八九〇年には「知らずや明治二十三年は第二の維新なるを⁽²¹⁾」と高らかに宣言しているのであり、初期議会においては軍事費増強に一貫して反対し政費節減による地租軽減・民力休養を主張するとともに藩閥政府の「超然主義」を弾劾し、民党が立法権と予算審議権を活用して議院内閣制・責任内閣制の実現に向けて前進するよう鼓舞したのである。その主旨は「立憲政治の中樞は責任内閣にあり。責任内閣の中樞は輔弼の國務大臣、国民に対して其の責に任ずるにあり⁽²²⁾」という点にあった。憲法規定のうえでいえば國務大臣は天皇に輔弼責任を負うが、神聖不可侵の天皇は政治的無答責の立場にあるのだから立憲政治の運用上、國務大臣は国民に対して政治責任を負うべきであるとの主張である。平民主義者蘇峰の面目躍如たる民主的な立憲政治運用論であり、この論拠をもとに「藩閥を一変して国民的内閣たらしむる⁽²³⁾」とし、「民心の帰一」もそこに求めたのである。

しかし、日清戦争を前後して蘇峰の国民国家像と立憲政治論は大きく転換していくことになった。すなわち、対清開戦に向け『国民之友』『国民新聞』あげて国論喚起に打ち込んだ蘇峰は、一方で「文明の案内者」「人道の拡張者」とし

て、宗主権を楯に朝鮮を属邦視し清鮮宗属・宗藩関係破棄などの要求を聞き入れないような「頑迷主義」の清国を「教化」するためと開戦の大義名分・正当性を強調するとともに、他方で「己に取りては、日本国の開放解脫のため」⁽²⁴⁾と自国の国家的要請を包み隠さず赤裸々に力説しているのである。「日本国の開放解脫」とは何か。それは「収縮的日本」から「膨脹的日本」への、そして「国民的生活」から「世界的生活」への国家目標・国民的課題の一大飛躍を意味していた。「開国進取」を宣明した明治維新が幕藩体制下の地域的割拠制と身分的階層制から国家的国民的統一への第一の飛躍であったとすれば、日清戦争は国内体制の整備と国力増強の成果を承けて「世界に雄飛す可き」第二の飛躍だったのである。軍事的優勢が確定的になった一八九四年一月に出版した書名のとおり「大日本膨脹論」の高唱であったが、しかも「征清ありて膨脹あるにあらず。膨脹ありて征清あり。眼孔の注ぐ所、自から前後本末なくんばあらず」と⁽²⁵⁾注意を喚起しているように、それは「我邦建国以来の国是」⁽²⁶⁾として日本の歴史を貫流する基本理念なのであり、日清戦争は「膨脹的日本が膨脹的活動をなす好機」⁽²⁷⁾であるとの自覚を促したのである。膨脹の自己目的化ともいべき主張であった。

こうして、蘇峰は外に向かつての膨脹とならんで国民に対しては「個人的生活をば公民的生活の為に犠牲」とし「国家の前には総てを忘る」⁽²⁸⁾といった愛国殉公心の發揮を求めるとともに、戦時下のみならず戦後においても軍事力の整備拡充に協力するよう訴えた。「吾人をして軍備拡張に反対するものと誤認する勿れ。吾人は再言す。戦勝後の軍備は固より戦勝前より加えざるを得ず。明白に謂えば、吾人は国家生存の必要よりして、是非共、軍備拡張の禁ずる可らざるを信ず」⁽²⁹⁾と。国家の飽くなき対外的膨脹と滅私奉公型の愛国心、そして間断なき軍備増強の高唱、ここには人民の利害休戚を尊重する立場から武断的国権拡張論を手厳しく糾弾した平民主義者蘇峰の姿は完全に消えうせている。

第二節 帝国主義論への転回

そのうえ、日清講和条約に対する露・独・仏三国干渉とそれに屈した遼東還付の衝撃、さらに清国の敗北に勢いを得た西洋諸列強の一段と激しさを増したアジア侵略への危機感によつて大日本膨脹論は昂進し、一八九八年の「吾人の主張」では「吾人は外に向ては帝国主義を主張し、内に於ては自由寛裕の政策を主張」すると、帝国主義論者を自認するにいたっている。とくに三国干渉・遼東還付の衝撃については、後年『時務一家言』（一九一三年）において、「道理は最大有力者にして、道理の向ふ所、天下に敵なき」と信じていた蘇峰への「道理が不道理に見事に打負けたる実物教育」にほかならず、これにより「力の福音に帰依したり」と陳述し、『蘇峰自伝』（一九三五年）ではこのとき「予は精神的に殆ど別人になつた」とさえ衝撃度の大きさを表白しているが、確かに三国干渉から五ヵ月後の論説「日本国民の活題目」において「切言すれば国民は、其の自尊心を傷つけられたり、戦争によりて一朝に巨人となりし国民は、平和談判の為に一夜の中に侏儒となれり。吾人は今茲に其の責の何人に帰するを説かざる可し。然も事實は事実なり。掩ふ可らず、如何ともす可らず。事實は事実として認識するの外なし」と受け止め、続けて「膨張的国民と縮小的国是」では「平和の担保は唯兵備の充実にあるのみ、一日の兵備を怠るは一日の平和を危くする所以なるを知らずや。此の如きは本是れ極めて見易きの理也」と弁じている。「事實は事実」としての「実物教育」、そしてそこから導き出された「平和の担保は唯兵備の充実にあるのみ」という「理」の再認識であつた。

しかし実際には、「道理」が「不道理」に打負けたというわけではない。大日本膨脹という力の論理が西洋諸列強のそれに接触し屈服させられたのが「実物教育」の本質であつた。つまり蘇峰自身が大日本膨脹論の信奉者に転換していたことを帝国主義による洗礼として正当化しているのである。新たな「理」の発見であつた。かつ平民主義形成期の蘇

峰は、幕末における開国要求と不平等条約を強要した西洋文明諸国の姿を「天理を仮面」とする「虎狼」のごとしと断言しながらも、「平和世界」へと導く文明秩序Ⅱ道理の発見に打込んでいた。そしてこの課題は対外的進出への渴望を国内改革への情熱へと、つまり「外」から「内」への視線の転換を促しての實力培養論として展開されていた。その蘇峰が大日本膨脹論を提唱して「内」から「外」へと眼を転じたのを機に、思想的には文明世界の現実の姿に屈服し帝国主義的国際秩序に同調するにいたつたのである。しかもそれは、思想内在的には平民主義に伏在していた経済的ナショナリズムの膨脹性の顕現でもあった。すなわち、平民主義の理論的基礎として撰取されたマンチェスター学派の自由放任・自由貿易主義は、現実的には先進資本主義国イギリスの強大な工業力と金融力を後楯にしたもので、国内においてはなお前近代の性格が残存する政治・社会制度の徹底的改革を要求すると同時に、対外的には国際市場での覇権確立をとおして世界支配を企図する論理を有していた。⁽³⁵⁾このようなコブデン、ブライトらの理論を導入した平民主義は武断的国権拡張論を排斥したが、非軍事的・殖産型の対外進出を否定するものではなかつたのである。事実、一八九〇年の「日本人種の新故郷」や「海外に雄飛すべし」では海外移民と交易拡大による南進論を提唱していた。「兵略的侵略を厭ふと同時に平和的運動の外に大に活潑ならんこと」⁽³⁶⁾の希求であつたが、日清戦争の前年に発表した「大なる日本」ではハワイ移民促進のため外交力の發揮を力説し、この「政治的経線」の重視は条約改正問題や対朝鮮策にも向けられ、日清開戦を機に一気に大日本膨脹論へと展開されていつたのである。

第三節 権力への接近

こうして「帝国主義インペリアルイズムなる語は英国に創まり、米国に及び、延いて我国に於ても亦た政界の熟語たらんとするが如し」⁽³⁷⁾と、「世界の大勢」に順応する帝国主義を鼓吹しはじめた蘇峰は「二十世紀の特色」として「兵商二要素の抱合」を指

摘し、「此の奇異なる兵商二要素の抱合は、十九世紀下半期の一現象にして、吾人は新世紀に於て愈よ其の發展を予想せざるを得ず。試に見よ、軍艦が商船を護衛すれば、商船は時としては軍艦の身代わりをなすつゝあるを」とか、「列国は徴兵制度の爲めに一国を挙げて武備機関となすつゝあり。又經濟機関を開帳し、一個の貨物さへ国家の力を以て其の市場を拓き、恰も国家は商工人民の手先たるかの如き看あり」と、生産主義と武備主義の「併行併進」を力説するにいたつたのである。

それでは生産主義と武備主義が抱合した国家体制とはいかなる特色を有するのか、蘇峰は「十九世紀は個人的自由の渴望に始まり國際的生存の競争に終わりたりと謂ふを以て適當なりと信ず。而して若し時代が此の傾向を繼續するものとせば、二十世紀の特色は列国の生存競争なりと謂わざるを得ず」と、「個人的自由の渴望」から「列国の生存競争」への展開と世界の趨勢を説きながら、「切言すれば国民の力は政府に集注し、政府は之を代表して対外の活動をなすつゝある也」と民力の政府への集注を強調した。個人主義から国家主義へ、自由主義から権力主義への展開であつた。蘇峰自身も政治権力への志向性を昂進させている。権力への接近と提携、それは一八九六年第二次松方内閣の内務省勅任参事官への就任、そして「独立自営」を標榜した『国民新聞』の「御用新聞」への転換となり、立憲政治論にも変調をもたらせたのである。すなわち、権力の側に身を移した蘇峰は「藩閥への降服者」「変節漢」との批判を物ともせず、地租増徴・軍備拡張を熱唱して藩閥政府に与し、その分だけ政党勢力ならびに議會政治そのものへの不信感を募らせているのである。「元来民主政治の弊は、無知、浅見、輕率の分子をして国政を左右せしむるにあり。党派政治の弊は偶為政の局に当るものをして、動もすれば公益を棄て、私利に就かしむるにあり」と。「**獬官**」「**獬利**」に走る政党にリードされた「乱民政治」の弊、それは国民世論への不信感にも連なつていた。「凡そ世情程、当てにならぬものはなし。乍ちに熱中するかと思へば、亦た乍ちに冷却す。世情に向て恒久を求むるは鞅鞅に向て平衡を求むるが如し」として、「輿論の法廷を以て最も信倚す可きものと為す」⁽⁴¹⁾ような国民世論を尊重する責任内閣論も排撃し、「貴族院を主地

として衆議院を根拠とせず」と公言した超然主義の桂内閣との濃密な提携関係を深めたのである。

しかし、これでは国家の社会的基盤、あるいは立憲政治運用の立脚地が失われてしまうのではないか。この点、蘇峰はイギリス立憲政治の妙として「門地、富、学識を代表する一種の貴族団体」という性格を有した「倫敦交際社会」⁴³に属するメンバーの政治的リーダーシップとかれらへの民衆の委任をあげ、日本においても「社交界」の果たすべき役割と「高等職業に従事する人々」⁴⁴の参加結集を呼びかけている。外交官・官吏・実業家・医師・法律家・新聞記者等々である。政界の安定的拡大と資本主義経済の発展に応じた社会的主動勢力結集への期待であつた。『国民新聞』も「率いられる者率いる新聞」ではなく「率いる者率いる新聞」としての役割を担うことになつたのである。それにしても、これで「民心の帰一」がはかられるのか、膨脹国家日本の基底が浅く狭くなりはしないか。明治の人物評論家として著名な鳥谷春汀は「蓋し政治は或る意義に於て国民の感情を操縦するの一種の技術なり。故に政府の政略を弁護する御用新聞主筆は、成るべく国民の感情と触忤するを避け以て其の感情の衝突より来る国民の敵対心を緩和するの工夫なかるべからず」との観点から、「其の構想露骨にして刺激的文字に富」⁴⁵むような蘇峰は御用新聞主筆としての資格に劣ると評している。「輿論の法廷」を軽視するようでは立憲政治の安定的発展は望むべくもなく、国家膨脹への「民心の帰一」には綻びが生ぜざるを得なかつたのである。

第三章 国家的平民主義

第一節 平民主義の再生

「遼東還付の屈辱」をこそぞぐべく、「対露報復」に向けて国論をリードした蘇峰にとって、日露戦争での勝利は「快心のこと」であった。あわせてそれは、強大国ロシアを打ち破ったことよって東洋の新興国日本が西洋諸列強の仲間入りを果たし、「世界的経営」に参画する地位を獲得しえたという満足感をともなっていた。蘇峰によると、日清戦争が日本国民が「帝國的に覚醒したる時期」であったとすれば、日露戦争は日本国家が「帝國的に世界より承認せられたる時期」⁽⁴⁶⁾を画したのである。以後、韓国併合（一九一〇年）、関税自主権の確立（一九一一年）、そして第一次世界大戦（一九一四〜一八年）に連合国側の一員として参戦し、大戦後に成立した国際連盟では常任理事国の地位を占めるなど五大国の一つとして国際社会での発言権を強化していくなかで、蘇峰は一貫して強硬な「帝國主義把持論」を展開している。『時務一家言』（一九一三年）において、軍備縮小論はいうに及ばず「北守南進」論さえ滿州放棄ひいては朝鮮放棄論につながる「帝國主義抛却論」として糾弾し、積極的軍備拡張論と「北進南進」による「攻勢的防禦」論を堅持、あくなき対外的国権拡張を高唱しているのである。しかしその反面、帝国日本の足元での民衆勢力の攻勢への対処に腐心せざるをえなかった。すなわち、「世界的経営」参画の契機となる日露講和条約調印の記念すべき日に発生した日比谷焼打事件はじめ全国各地に広がった講和反対運動を端緒とする民衆勢力の台頭は、一九〇六年の東京市電運賃値上げ反対運動のような都市騒擾や翌年の足尾銅山事件・別子銅山事件など大規模な労働争議へと発展、一九一二〜一三

年の第一次護憲運動においては藩閥官僚勢力を代表する第三次桂内閣を総辞職に追い込んだ「大正政変」の原動力ともなり、政局の帰趨にも無視できない影響力を発揮するにいたったのであり、このような民衆勢力の台頭を前にして蘇峰は、日清戦後の言論活動で後景に退いていた感があつた平民主義を再び強調するようになった。一九〇八年三月号の『中央公論』に寄稿した「平民主義と今後の政治」において、「平民主義は相変わらず澎湃たる勢力を以て社会に横流しつつある。されば今後の政界に於て其経綸を行はんとするものは平民主義と接触すべき必要がある。一步を進めて云えば、自ら平民主義の代表者となり、統率者となり、平民社会の心と彼等の活力を掲げて国運の発達を計るべきより外はないと思う」と平民主義の横流を認め、帝国主義の熱唱にあつても「インペリアルイズムは決してデモクラシーを無視して行はるゝものではない。デモクラシーを無視したインペリアルイズムは根のない花である」と、帝国主義と平民主義の提携を説くにいたつた。民衆運動の勃興に直面して、国家的膨脹も多数国民の支持協力なくしては成り立ち得ないことを痛感させられたのである。戦時のみならず戦後経営においてもある。

しかし、この平民主義の再生にあつて「帝国主義は平民主義の長兄である」と規定しているごとく、あくまで国家的膨脹を支え促進するための平民主義の再評価であつたことはいうまでもない。これに対し日露戦隆盛に向かつた民衆運動は帝国日本の国際的地位の向上によつて幕末以来の対外的危機感からひとまず脱しえたという安堵感を背景に、ひたすら追求してきた国家的富強の重圧からの解放を願うものであつて、その結果国民の国家への求心力を弛緩させ個人主義的傾向を増進させるものであつた。そして大正期に入り陸軍二個師団増設という軍備拡張要求を企図した藩閥官僚・軍部勢力の非立憲的政治行動への怒りに端を発し憲政擁護運動へと発展した民衆運動は、民意に基礎をおく政党政治の実現を期し、超憲法的存在であつた元老をはじめ軍部・貴族院・枢密院など特権勢力の抑制排除を求め、明治憲法体制を揺るがすほどの運動へと進展していったのである。したがつて平民主義の再生を説いた蘇峰は、このような「平民主義の旺盛」に対しては深刻な危機感を抱かざるをえなかつた。帝国主義の体制的危機といつても過言ではないほど

の危機感である。すなわち第一に、「大正政変は政界に於ける権力の中心点を粉塵したり。即ち権力の中心点を飛散せしめ、其の存在を失はしめたり」⁽⁴⁷⁾との表現をもつて語られているごとく、藩閥官僚勢力ならびにその背後にあった元老の独占的権力の失墜によって明治憲法体制の政治的主導力と国民統合の権力的支配体系が崩壊するのではないかという虞れであった。そして第二に、「今や反抗的空氣は社会の各部に充滿しつゝあり。彼の閥族退治杯と大声疾呼するは、要するに此の反抗的機運の政界の一角に発洩したるに過ぎず」⁽⁴⁸⁾と言及しているごとく、国民生活の社会的基底からの反抗であり、それが民衆運動の隆盛となつて発現する帝国主義の国民的基盤動揺の問題であつた。帝国主義の精神的支柱であつた「忠君愛国の大主義」も「半ば空洞たらんことを虞れざるを得ず」といつた「精神的瓦解」状況への憂慮だったのである。そして、このような帝国主義を主導する権力構成の頂点における瓦解状況と帝国主義を支える社会的基底の動揺、このような頂点と基底における瓦解・動揺の両者が原因・結果の相乗作用をとおしてそれぞれ拡幅するとともに構造化しつつあるとの危機感が昂進し深刻化しているのである。

第二節 普選論の熱唱

このような体制的危機感をとめないながら帝国主義論を粉飾補強するイデオロギーとして蘇峰は「皇室中心主義」を言説の主軸に据えるようになった。「内に平民主義を行ひ、外に帝国主義を行ひ、而して皇室中心主義を以て両者を一貫、統制する也」⁽⁴⁹⁾と。日本民族の国家観念の本源を万世一系の皇室の存在に求め、この歴史的伝統が万国無比にして世界に冠絶する日本の国体を特色づけているという国体論の揚言であり、この国体論を主軸に据えた立憲政治論・帝国主義論の展開であつた。このうち立憲政治論は民衆勢力隆盛のもとでいかにして上下一致の挙国体制を再構築するのかという問題関心からの取り組みであつた。そのため一方で、忠君愛国精神の涵養を期した国民道徳論の普及として展開さ

れ、他方で「憲政的教化」としての普選論の熱唱となった。すなわち蘇峰は、大正デモクラシーの嚮導理念である民本主義の潮流を意識しながら「我が帝国の歴史は民本主義を以て一貫せり」⁽⁵⁰⁾と同調姿勢を示しながらも、その本質を「民心」への深い「聖慮」、そして「平和と安心とを人民に与へ」てきた「皇沢」、つまり「聖徳」の発揚に求め、これに應えるべき「積極的忠君愛国」精神を喚起している。民本主義を政治的権力・権利の関係として把握するのではなく、君民間の徳義・情緒の関係とみなす点に特色があつたのである。「憲法は死文也。唯だ上に君徳あり、下に民徳あり、始めて其の活動を遂ぐるを得る也。若し君民道德の関係、情緒の関係を除外して単に権限の関係と為さん乎、再転して権力の関係たらずんばあらず。上下交も権力の関係を以てたつ、是れ上下を駆りて敵視せしむる也」⁽⁵¹⁾と、権力・権利関係を補完する徳義・情緒の関係を強調することによって上下一致の挙国体制を強化しようとしたのである。そしてこの点こそ、同じく立憲君主制であるとしても英国の「民主的立憲政治」から日本の「君主的立憲政治」を区別する所以であつた。究極的には「是れ国体の相違なり。国体の相違は即ち尊皇心の相違也」⁽⁵²⁾と。

こうして蘇峰は政治組織の再編につながる議院内閣制と政党政治の定着に消極的ではあつたが、民主的改革の要求には抗しがたく「所謂る全国民の大動員なるものは、先づ精神的に動員して、而して後形体的に動員するを順序と為す也」⁽⁵³⁾と精神的教化を優先させながらも「形体的」、つまり選挙や議会といった制度を媒介とした「憲政的教化」に取り組まざるをえなかつた。とくに一九一八年の米騒動以降の労働運動・農民運動の全国的高揚によって生じつつあつた階級対立の激化の前に「最も虞るるは、我が帝国の前途に於ける階級戦にあり」と憂慮せざるをえなかつた蘇峰は、ここに「我が日本国民の愛国心には頗る亀裂の入りつゝあるを看過する能はず」とみなし、「階級戦争の到達点は国体変更、国家破滅也」⁽⁵⁴⁾との体制的危機感を吐露しつつ普選断行論を熱唱するにいたつたのである。蘇峰によると大正デモクラシーの進展によつて政権は「藩閥者流」の独占から解放されつつはあつたが、政治の世界の主人公が依然として「政党员」「官僚」そして「金権者」までに限られている状況下では、労働運動に対して「議會を透して乎、議會を超えて

乎」と自重を促すにしても、制限選挙制のもとでは「議會を超えて」しまふことは目に見えている⁽⁵⁵⁾。なかんずく、大正初年の民衆運動が「憲政擁護、閥族打破」という政治的平等の要求として現れたとすれば、第一次大戦後は労働者・農民の自己組織化と全国化によつて社会的経済的平等を要求しつづつ政府に迫るといふ新たな局面を迎えており、それに対応する立憲的統合装置として「民権の府」「国民の代表者」たる議會政治の役割への期待とその実効性を担保するための普選論の意義であつた。一九一九年ごろからは「普通選挙を絶叫する」といふ普選断行論を掲げ、『国民新聞』は普選実現に向けての世論形成に大きな役割を演ずるにいたつたのである。「議會は其名義に於ても、其の實際に於ても真正に国民の代表者たるを要す。然も若し国民の意思に背馳して国民代表者の名を僭するに至ては、既に其存在の理由を失ふ⁽⁵⁶⁾」として、名実ともに議會がその代表機能を担いよう普選断行を要求し、その要求のなかには「婦人に参政権を分配せよ⁽⁵⁷⁾」との要求をも含めていたのである。

そして、このような議會の代表機能の名実化をとおして蘇峰が多大な期待を寄せたのはその統合機能であつた。露骨な表現を取り出せば、こうである。「議會は凡有る不平不満の安全弁だ。議會は社会動乱の毒氣、悪氣の発散所だ。議會は詭論、妄説、過激、偏僻なる議論の調節所だ。されば世の中の手におへぬ議論を吐き、若しくは意見を懐くものあれば、之を鎮圧せず、之を圧迫せず、寧ろ之を議會に暴け出さしむるを得策とす⁽⁵⁸⁾」と。「危険思想の安全弁として普通選挙を主張す⁽⁵⁹⁾」というのが本音であり、実践的には「街頭の物論」や労働運動の攻勢を議會政治の枠内に封じ込めることを企図しながら、それを可能にするためには「社会動乱の毒氣、悪氣の発散所」としての代表機能を前提にしたうえで「議論の調節所」としての統合機能が十全に働くことが必要だつたのである。「組織立ちたる民論の興起⁽⁶⁰⁾」であり、このような政治的組織化をとおしての「国民的大動員」の実現であるが、このような制度的組織化に内実を与えるのは「輿論の中枢」に位置し「国民の志望を代表」する政党のリーダーシップであろう。そのため「国家第一、党派第二。国民第一、黨員第二⁽⁶¹⁾」などと牽制しながらも「政党は勢也」と政党政治が果たす役割を認めざるをえなかつたが、「国

家第一、党派第二」とそのあるべき姿を強調しているのと同じく、憲政への国民参加を認めるにあたって「憲政の運用に習熟せしめん」ことを力説している。すなわち、国民の政治参加とは「内治外交の大経綸に参与」することであつた。したがつて、その政治的権利の行使にあつては「此の選挙権は一人一個の我儘勝手に私用す可きものではなく、日本国民として日本帝国の大政に対して持つ所の發言の権利でもあり義務でもある。即ち個人的私有物ではなく国民的公有物であることを会得せねばならぬ」⁽⁶²⁾というのが蘇峰の基本的立場であつた。「個人的私有物」ではなく「国民的公有物」である。つまり「個人的」観点からではなく「国家的」観点からの権利行使が求められたのである。「国家的平民主義」たる所以であるが、具体的には「帝国的大使命」に協賛することであり、国家的利害の観点から自己利害を自ら調節することであつた。換言すれば、自己抑制原理として機能することを期待しつつ国家的觀念の堅実化が求められたのである。このことが国体論に彩られた国民道徳の涵養に結びついていたことはいうまでもない。

第三節 アジア・モンロー主義の提唱

皇室中心主義を基軸に据えた帝国主義論は「東洋自治論」＝アジア・モンロー主義の提唱へと向かつた。すなわちそれは、『大正の青年と帝国の前途』において次のように称揚されている。「亜細亞モンロー主義とは、亜細亞の事は、亜細亞人によりて之を処理するの主義也。亜細亞人と云ふも、日本国民以外には差寄り此の任務に膺るべき資格なしとせば、亜細亞モンロー主義は、即ち日本人によりて亜細亞を処理するの主義也」⁽⁶³⁾と。日本盟主論をもとにした「東洋自治論」であつた。一方でそれは、白閥打破論として西洋列強が先導する国際秩序への挑戦であるとともに、他方ではアジア連帯論ではなくアジアにおける日本の主導性を強調する侵略的性格が濃厚なものであつた。同書では帝国主義に「道義的根拠」を付与せんとして「物質的帝国主義」とならぶ「精神的帝国主義」の意義が説かれている。「強國」にして

「義国」日本の宣明であつたが、前者が主として西洋列強との「力」による対抗を意識していたとすれば、後者は主として「力」を背景とした日本のアジア進出の「義」を示そうとしたものであつた。「東洋人種の総代」たる強国日本のアジア進出を「皇沢」の波及として正当化しようとしたのである。「皇威を四海の布き、皇沢を八荒に及ぼす」と。

ところで前者、すなわち白閥打破論は大正初年より蘇峰の言説で際立つようになってくる。日露戦後における日英同盟の冷却化や米国における排日運動など新たな対外的緊張の増大を背景にして、蘇峰は国際社会での「白閥の跋扈」の脅威を力説し、「世界兄弟の論」、つまり国際協調論のごとき「平和主義」は西洋列強の圧力に屈服し「其の保護色の下に隠れんと欲する」⁽⁶⁵⁾ものとその軟弱さを糾弾したうえで対決的姿勢を鼓舞したのであつた。かつて日清戦後に帝国主義論者に転じたとはいえ、そこでは「宇内共通文明」への信奉は揺らいではいなかった。否、西洋列強を先導者とする「宇内共通文明」が帝国主義に向かつてたのでそれに同調したのであり、この意味で帝国日本のアジア進出は「宇内共通文明の範囲を拡充する」ことであると弁じていた。決して「白哲人種」との対抗を前提にしていたわけではなかつたのである。しかし白閥打破論を打ち出すにいたつたとき西洋文明の普遍性に対する信仰は「虚偽の同胞意識」として否定され、ひたすら「唯有自恃」との自力主義の訴えが前面に出るようになった。国家間の関係は「勢力権衡」のみに依存するというペシミスティックな国際社会観の表白であり、そこでは力の論理による対決が求められたのである。

このように白閥打破論は欧米帝国主義による圧迫への反発をバネにして生まれてきたが、東洋自治論の提唱もアジア・ナショナルリズムへの恐怖をバネにしていることに着目しなければならない。すなわち中国における辛亥革命（一九一一年）の進展を前にして蘇峰は、そこに「東洋人にして未曾有の共和政体」樹立に向かう趨勢を看取して「ペストは有形の病也、共和制は無形の病なり」⁽⁶⁶⁾との警戒心を表白している。直接的には隣邦中国での革命運動が立憲君主制への改革の枠を超えて共和制樹立へと進展しつつあることへの警戒心であつたが、そこに見られる民族的覚醒が膨脹日本の前に大きく立ちはだかることになるのではないかという危機感でもあつた。中国は「提携」どころか「離反」し

ようとしている。植民地台湾や朝鮮の動向についても同じような猜疑心にさいなまれていた。アジア・ナシヨナリズムの台頭を前向きに受け止め新たな提携関係を模索するのではなく、力の論理をもって帝国日本の勢力圏に組み入れる大義名分として東洋自治論が登場しているのであった。したがってその独善性はアジア諸民族からだけではなく、日本国内においても批判をあびることになった。たとえば「民衆国家主義者」を任じたナシヨナル・デモクラット永井柳太郎は、このようなアジア・モンロー主義について、人種・宗教・思想・感情など「共通の系統」に乏しく、むしろ「多種多様」なることを特色とするアジア世界において、日本が「盟主」としてこれらの民族的個性を封殺せんとする点で、さらには「西洋人が天下の覇権を私する事の不正なる如く、東洋人が恣に天下に号令する事も正義でない」という点で、「一種の誇大妄想狂」⁽⁶⁷⁾以外の何者でもない論難しているのである。

結びにかえて

蘇峰の平民主義は個人的性格から国家的性格へと大きく転換し皇室中心主義という国体論をもって平民主義と帝国主義を粉飾補強した。満州事変からの十五年戦争の間も皇室中心主義の本質と意義を論じ、「白色人種の横暴」に対する「興亜の大義」を唱えて戦争の正当性を説き、忠君愛国の「精神的武装」を呼びかけて戦争完遂への奮起を訴えた。また言論界の長老として大日本文学報国会・大日本言論報国会の会長に就任する（一九四二年）など政府・軍部に協力して国論の統一、挙国一致体制の確立維持につとめた。

蘇峰によると「大東亜戦争」は、「皇国日本自衛」「東亜諸民族の解放」「世界新秩序建設」という三つの目的を有した「義戦」「聖戦」であった。そしてこれらのすべてを貫く指導理念こそ皇室中心主義であった。「東亜諸民族の解放」

についてはこう述べている。「民族中心の国家に於ては、異民族に対して当然差別待遇を加へ民族相互間の摩擦は勢ひ免れない。然も皇室中心の国家に於ては、皇室の恩徳は太陽の如くその广大無辺の光と熱とは、一切の衆生を渾和融合して一体ならしむ⁽⁶⁸⁾」と。日本は英米のごとき「民族中心の国体」ではない。「皇室中心の国体」である。したがって戦争の目的は民族的侵略にあるのではなく、民族の障壁を超越した「皇室の恩徳」の普及、「皇道発揚」にある。この精神に立つての「東亜諸民族の解放」、つまり「五族協和」による「大東亜共栄圏」の建設である、と。

「東亜の枢軸」「東亜の盟主」たる日本の国力・軍事を前提にしたうえでのこのような「興亜の大義」ほど独善的なものはあるまい。「東亜諸民族の解放」といい、「五族協和」といい、その実、アジア民族の「皇民化」である。「所謂皇道政治は皇室中心の政治である。我等は即近我が新領土の政治に膺る人士が、此の国体の淵源を昭らかにし、其の任地の住民に向つて我が天皇の現世神で在すことを熟知せしめ、皇室に対する尊崇と忠誠との心を養成せしむるを先務とせんことを望む⁽⁶⁹⁾」と。

こうして蘇峰は「皇軍必勝」「目的完遂」を唱えて「堅忍持久と国内一致の要」を説き、「皇民一億皆英雄」たれと鼓舞し、ひたすら「大東亜共栄圏」、ひいては「世界新秩序」建設の夢を追つたのであるが、それがいかに悲惨な結果を招いたかについてはもはやいうまでもなからう。

注

- (1) 『大正の青年と帝国の前途』民友社、一九一六年（神島二郎編『近代日本思想体系8 徳富蘇峰集』筑摩書房、一九七八年所収）六五頁。なお、本稿での引用等の表記にあたって、カタカナはひらがなに改め、句読点を整理し濁点を付すなど読みやすくした。
- (2) 『将来之日本』経済雑誌社、一八八六年（植手通有編『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房、一九七四年、所収）七四頁。
- (3) 『朝夕工課 第一号』一八七八年七月二〇日早朝の祈り、花立三郎・杉井六郎・和田守編『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』三二書房、一九七八年、一七頁。なお、蘇峰は一八七六年二月三日に新島襄より洗礼を受け京都第二公会に所属した。クリスチャンネームは掃留（ソウル、パウロの故名）。しかし、八〇年九月二四日に依願除名になっている。いわゆる「棄教」であるが、その後も教会合同運動や同志社大学設立運動に深くかかわっている。一九五七年一月二日死去の葬儀は遺言により赤坂霊南坂教会で小崎道雄牧師司式で執り行われた。このような蘇峰のキリスト教とのかかわりは大変興味深い重要な問題であり、別の機会に論究してみたいが、さしあたり杉井六郎『徳富蘇峰の研究』法政大学出版会、一九七七年、本井康博『新島襄と徳富蘇峰』晃陽書房、二〇〇二年、を参照されたい。
- (4) 『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』一四四頁。
- (5) 「官民の調和を論ず」、同前書一七九頁。
- (6) 「外国対体論」、同前書一三六〜一三七頁。
- (7) 「外交術」（二八八一年一月二五日未定稿）、同前書一三八頁。
- (8) 「外交の徳誼」、同前書一四〇頁。
- (9) 「外交術」、同前書一三九頁。
- (10) 「日支韓事件に関するの意見」（二八八五年二月五日稿）、同前書二三八〜二二九頁。

- (11) 「民権論者に告ぐ」(一八八一年二月八日稿)、同前書一四二頁。
- (12) 「大江義塾沿革一斑」、同前書三二二頁。
- (13) 「学問之目的」、同前書一四二頁。
- (14) 「学者之職分を論ず」、同前書一五三頁。なお、この論稿は『東肥新報』一八八一年一〇月七日号に掲載されている。
- (15) 「天下の乱何れの日に止まん」(一八八一年四月八日未定稿)、同前書一四二頁。
- (16) 「自由貿易及基督教」は『六合雜誌』一八八七年一月号に掲載されているが、一八八三年ないし八四年の執筆であることについては、同前書八四八頁の和田守「解説」を参照されたい。
- (17) 「隠密なる政治上の変遷」『国民之友』第一五〇一頁、一八八七年二月三日〜四月六日。
- (18) 植手通有編前掲書一〇七〜一〇八頁。
- (19) 「建白書を出したる後は如何にすべきや」『国民之友』第一三三号、一八八七年二月二七日。
- (20) 前掲「隠密なる政治上の変遷」
- (21) 「明治二十三年」『国民之友』第六九号、一八九〇年一月三日。
- (22) 深井英五『平民叢書号外・責任内閣』民友社、一八九四年、に寄せた蘇峰の序言。
- (23) 「民心の統一」『国民之友』第二二八号、一八九四年二月二三日。
- (24) 『大日本膨脹論』民友社、一八九四年二月、植手通有編前掲書二五五頁。
- (25) 同前書二四五頁。
- (26) 同前書二四六頁。
- (27) 同前書二四九頁。
- (28) 同前書二六五〜二六六頁。
- (29) 同前書二七二頁。
- (30) 「吾人の主張」『国民新聞』一八九八年九月一日
- (31) 『時務一家言』民友社、一九一三年、植手通有編前掲書二七七頁。
- (32) 『蘇峰自伝』中央公論社、一九三五年、三一〇頁。

- (33) 「日本国民の活題目」『国民之友』第二六三号、一八九五年九月二三日
- (34) 「膨脹的国民と縮小的国是」『国民之友』第二六五号、一八九五年一〇月一二日
- (35) E. H. Carr, *Nationalism and After*, 1945. 大窪愿二訳『ナシヨナリズムの發展』みずず書房、とくに第一章、参照。
- (36) 「海外に雄飛すべし」『国民新聞』一八九〇年九月四日。
- (37) 「帝國主義の真意」『国民新聞』一八九九年三月二四日。
- (38) 「二十世紀の特色」『国民叢書19 処世小訓』民友社、一九〇一年、九五頁。
- (39) 同前書九一、九六頁。
- (40) 「政党内閣の要件（英国政治社会の真相）」『国民新聞』一八九八年八月一七日。
- (41) 「世情の冷熱」『国民叢書23 第三日曜講壇』民友社、一九〇三年、一三〇、一三四頁。
- (42) 『国民叢書24 近時政局史論』民友社、一九〇三年、一三五頁。
- (43) 前出「政党内閣の要件（英国政治社会の真相）」
- (44) 「社交界の拡張」『国民新聞』一八九九年一二月一日。
- (45) 島谷部春汀「御用新聞主筆」（一九〇五年一月）『春汀全集第二卷』博文館、一九〇七年、三五〇〜三五二頁。
- (46) 『大正の青年と帝国の前途』一九〇頁。
- (47) 『大正政局史論』民友社、一九一六年、三九二頁。
- (48) 「精神的瓦解」『国民新聞』一九一二年一二月九日。
- (49) 『大正の青年と帝国の前途』六五頁。
- (50) 同前書一四四頁。
- (51) 「君徳の発揚」『国民新聞』一九一八年八月一七日。
- (52) 『時務一家言』三一九頁。
- (53) 「国民新聞壹万号」『国民新聞』一九一九年一二月六日〜八日
- (54) 『大戦後の世界と日本』民友社、一九二二年、二頁、七五八頁。
- (55) 「議會を透して乎、議會を超えて乎」『国民新聞』一九一九年一二月二五日。

- (56) 同前。
- (57) 「婦人に参政権を分配せよ」『国民新聞』一九二二年一月二七日。
- (58) 「我国無産政党の前途」『国民新聞』一九二八年一月一九日。
- (59) 前掲「国民新聞壹万号」
- (60) 「輿論の勢力」『国民新聞』一九二五年一月二〇日。
- (61) 「原内閣の成立」『国民新聞』一九一八年一〇月一日。
- (62) 『国民小訓』民友社、一九二五年、一四二頁。
- (63) 『大正の青年と帝国の前途』二二〇頁。
- (64) 同前書二八五頁。
- (65) 『時務一家言』三三三頁。
- (66) 「対岸の火」『国民新聞』一九一一年一月二二日。
- (67) 永井柳太郎『改造の理想』精禾堂、一九二〇年、一八五頁。
- (68) 『興亜の大義』明治書院、一九四二年、一二〇頁。
- (69) 同前書一二二頁。